

2003年2月

女性の人権とジェンダーの視点の統合

女性に対する暴力

各国政府と交換した文書

委託調査報告書

ラディカ・クマラスワミ

国連人権委員会特別報告者

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

目 次

総論.....	1
付属文書： 各国に関して本特別報告者が受け取った情報.....	2
オーストラリア.....	2
バーレーン.....	2
バングラデシュ.....	3
カナダ.....	3
中国.....	4
エジプト.....	5
エチオピア.....	6
インド.....	7
インドネシア.....	10
イラン（イスラム共和国）.....	11
イスラエル.....	12
ケニヤ.....	13
リベリア.....	13
ミャンマー.....	13
ナイジェリア.....	16
フィリピン.....	16
カタール.....	20
モルドバ共和国.....	21
ロシア連邦.....	21
スリランカ.....	22
トルコ.....	27
英国および北アイルランド.....	30
ウズベキスタン.....	30
付録：女性に対する暴力情報記入用紙.....	31

総論

国連人権委員会第57会期は決議2001/49を採択し、本特別報告者に委ねられた課題、責務を遂行するにあたって、すべての政府が本特別報告者に協力と援助を与えるとともに、必要な情報の提供および本特別報告者による訪問や通信に応えるよう要請した。人権委員会はさらに、本特別報告者が各国政府に対し、女性に対する暴力、その原因と結果を表す状況を明確にし、調査するため、暴力事件とされる具体的事件に関して情報を求めた努力を歓迎した。とりわけ、適切と判断した場合には、他の特別報告者と共同緊急行動の訴えや連絡を取り合う努力を傾けたことを歓迎した。

本特別報告者は女性に対する暴力とされる事件を記録するために、報告のための規格書式を作成した（補遺参照）。これに関して、本特別報告者に託された任務はあくまで、ジェンダー特有の女性に対する暴力、すなわち女性が女性であるがゆえに暴力や暴力の威嚇を受けているとされる事件の調査分析であることを強調しておく必要がある。本特別報告者によって用いられるジェンダーに基づく暴力の定義は、1993年12月国連総会において採択された「女性に対する暴力廃絶宣言」（決議48/104）にある通りである。

検討の対象となった期間内で、本特別報告者として以下の各国政府と意志疎通をはかったことを人権委員会に伝えておきたい。バングラデシュ、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、ギニア、インド、インドネシア、イラン（イスラム共和国）、イスラエル、ケニア、レバノン、リベリア、メキシコ、ミャンマー、ナイジェリア、フィリピン、モルドバ共和国、ロシア連邦、スリランカ、トルコ、ウズベキスタン。これに加えて、イラン、レバノン、メキシコ、ロシア連邦、スリランカ、トルコ各国政府は、検討の対象となった年に起きた事件について本特別報告者に回答を寄せた。また、オーストラリア、バーレーン、カナダ、中国、カタール、スリランカ、アラブ首長国連邦、英国（グレートブリテン 北アイルランド 連合王国）各国政府は、その前の年の事件に関して回答を寄せた。

本報告書には各国別に、全体的および個々の申し立ての概要と政府に対する緊急アピールとその回答がまとめられている。適切と判断したところでは、本特別報告者の所見も含まれている。

付属文書

各国の情報と本特別報告者の所見

オーストラリア

以前交換した文書の続報

1. ミズ・Eの一件に関して、本特別報告者が1999年2月4日付けで送った文書に対し、オーストラリア政府は2001年3月7日付けで回答を寄せた（E/CN.4/2000/68/Add.1, paras. 3-18）。同政府によれば、1999年2月11日、難民再審委員会（RRT）はミズ・Eに対し保護ビザを発給しないとする移民・多文化問題相代理の決定を支持したという。RRTとしてミズ・Eを難民とは認めがたいというのが理由であった。しかしながら、2000年7月3日、身体・人物検査を行った後、同相は移民法1958（Cth）第417項の下で自らの権限に基づき、ミズ・Eに下位の配偶者ビザ（一時ビザ）を発給した。第417項の下で、移民・多文化問題相は公共の利益に即すると考えた場合、RRTの決定を覆して申請者に有利な決定を下すことができる。ミズ・Eに発給された下位820ビザは一時的ビザであるが、今後彼女は下位801ビザ（永住ビザ）を申請することが可能である。ミズ・Eがオーストラリア人の夫と偽りのない関係を継続し、ビザ発給の妨げになる行動を起こさなければ、2年後には永住ビザ取得の資格ができる。したがって、ミズ・Eは当面、ウクライナに送還される危険はなくなった。

バーレーン

以前交換した文書の続報

2. Yoshiworq Desta Zewdu の件に関し、2000年12月21日付けで政府宛に送られた書簡に対し、2001年1月22日付けで回答が寄せられた（E/CN.4/2001/73/Add.1 paras. 3-5）。この文書によると、2000年11月28日、法廷はミズ・ゼウディ（Ms. Zewdu）に有罪判決を下し、死刑を宣告した。2000年12月25日、弁護士が上訴裁判所に控訴し、審問の日程が決められた。上訴が失敗に終わった場合は、この裁判は再審理のため最高裁判所に送られる。この裁判所は正規の上訴によって、あるいは実際の事件や法手続き、法律ないし証拠の問題の再審理によって、訴訟事件を検討する権限をもつ。最高裁判所が有罪判決を支持すれば、この件は裁判はハリファ国王に回される。国王の同意なしには、憲法および関連法の下での死刑判決を施行することはできない。政府は本特別報告者に対し、ミズ・ゼウディには独立した弁護士がついており、十分かつ完全な法的保護策が取られているので、いかなる不正義も防げると確約した。ミズ・ゼウディの件につい

ては引き続き正規のやり方で法の適正な課程をたどると、政府は述べている。

バングラデシュ

3 . 本特別報告者は2001年9月30日付けで拷問に関する特別報告者と共同の書簡を送り、バングラデシュ政府に対し以下の事件について情報を入手したことを伝えた。

4 . Chaniu Marma はカグラチャリ地区のダジャ・パラ村出身の13歳の少女。2000年3月18日、この少女はダジャ・パラ通りの近くで、バングラデシュ・イスラム教徒を名乗る侵入者の集団に何度も強姦されたと伝えられる。彼女は意識を失った。報道によれば、2000年3月23日、少女はカグラチャリの病院で診察を受け、児童・女性迫害防止法の下でレイプ犯らをマニクチャリ警察署に告訴した。その後、なんらの捜査も行われていないと伝えられる。

5 . Momta Khatun Rekha はタンガイ 1 地区ガタイル地域のシングイラ村に住む17歳の少女。1999年9月14日、プアプール・タナ病院に隣接する家で、プアプール警察所属の巡査にレイプされたと伝えられる。巡査は少女を近くの家に連れ込み、ベッドに縛り付け、ハンカチを口に押し込んだ。彼女の家族は1999年9月15日、Momta Khatun に対する誘拐とレイプの罪で同巡査と同じ警察署に所属する共犯者を告訴した。巡査は停職処分になったのち拘禁された。数ヶ月後、Momta Khatun は警察から過度の圧力を受け、告訴を取り下げたと伝えられる。

6 . Rowshan Ara Begum はユニオン・パリシャド（地方議会）の議員。1999年5月1日、首都ダッカのキショルゴンジ地区にある自宅で、2人の男にレイプされたと伝えられる。その他に3人の共犯者がいた。彼女は13歳の娘シャラの目の前で殴られた。その後娘は家を締め出され、その間に2人が母親をレイプした。5人の被疑者はその後逮捕されたが、共犯者とされた3人は保釈が認められ、母親、子どもたち、弁護士たちを脅したと報じられた。警察は一家の安全を確保する行動をとったと言われる。

カナダ

以前交換された文書の続報

7 . Ms. Anam Iqra の件について本特別報告者は、法廷外の即決処刑ないし専断的処刑に関する特別報告者、移民の人権に関する特別報告者と共同でカナダ政府宛に2000年8月9日付けで

書簡を送った（E/CN.4/2001/73/Add.1, paras.11-13）。これに対し同政府は2001年6月21日に回答を寄せた。それによると、カナダは2001年2月14日、ミズ・イクラ（Ms. Iqra）を難民条約に基づく「難民」と認定した。これに基づいてミズ・イクラは、2001年2月27日、永住権取得を申請した。難民申請者であるミズ・イクラはカナダで働く資格がある。カナダで永住権が与えられれば、実質上カナダ国民とおなじ権利と義務を持つことになる。永住権取得後3年たてば、カナダの市民権を申請できる。

中国

8. 本特別報告者は2001年9月30日、拷問に関する特別報告者と共同書簡を送り、中国政府に以下の事件について情報を受け取ったことを伝えた。

9. 湖南省新化県のチンチア・タウンシップ警察の署長および署長補佐は、1997年3月から1998年6月の間に他の省で働く若い女性42人を不法に拘置した。手錠をはめ、殴る蹴るの暴行を加え、ののしり、脅して、彼女たちが売春を行っていたという自白を引き出そうとした。1999年9月、女性を留置したかどでそれぞれ一年および6ヶ月の刑を言い渡された。いずれも1年の執行猶予が認められたという。

10. 1999年5月17日、河南省シンミー市の治安局通信部の部長は、同僚の警察官および警備員らとともに若い女性を逮捕し、自分たちのオフィスに拘禁し、売春を行ったことを認めると要求しながら、棍棒でなぐり、胸やももに電気ショックを与え、性的暴行を加えて蹴ったと伝えられる。3人は彼女を強制収容所に送るぞと脅して保証書に署名を迫ったという。彼女に向かって、お前を大目に見てきたのだ、他の町からきた女たちは白状するまで電気ショックを与えるのだと、繰り返し話したという。

以前交換した通信の続報

11. Rebiya Kadeer の件に関し、本特別報告官が2000年3月13日付けで送った書簡に対し、中国政府は2001年1月15日に回答を寄せた。政府によると、Rebiya Kadeer は新疆ウイグル自治区第一刑務所で刑に服している。彼女は国家機密を海外の政党に与えたとして、刑法111条および56条1項の下で有罪となった。判決は禁錮8年、参政権2年剥奪であった。この判決は政府代表の一員として女性問題を論じる言論の自由とも、彼女の活動ともまったく関係がない、と政府は述べている。彼女がひどい扱いを受けており、その結果健康を害しているという申し立てを、

政府は否認した。

12. ~ 16. 略

エジプト

17. 本特別報告者は2001年9月30日付けで拷問に関する特別報告者と共同書簡を送り、以下の事件について情報を受け取ったことを伝えた。

18. Salha Sayid Qasim は37歳のメイドだが、2000年3月3日、2人の私服警官によって押し込みの容疑で雇用主の家からギザ警察署に連行された。そこで彼女は目隠しをされ、背中、脚、頭を棒で殴られたという。警官の一人が彼女に衣服を脱いでこっちへ向けと命令した。その警官は性的虐待を加えたほか、他の警官たちによる輪姦も行われた。数時間におよぶ虐待の後、彼女は手錠をかけられ、拘束された男たちと同じ監房に入れられ1夜を過ごした。翌日、彼女は電気ショックをかけられ、棍棒で身体や頭を1時間以上も激しく殴られ、自白を強要されたという。2000年3月4日、彼女は告訴もされずに釈放された。同年3月13日、検察当局に警官らに対する告訴が提出された。

19. 2001年6月6日、本特別報告者は人権擁護に関する事務総長特別代理および思想・表現の自由に関する特別報告者とともに、作家であり女性の権利擁護者として著名なナワル・エル・サダウィ (Nawal El Saadawi) のために緊急アピールを送った。入手した情報によると、背教を理由に、ナワル・エル・サダウィと夫のシェリフ・ヘタタの37年におよぶ結婚を無効にするための法的手続きが始まったという。この法的手続きの根拠は、2001年3月6日、エジプトの週刊誌「アル・ミダン」に掲載されたナワル・エル・サダウィのインタビュー記事で、その中で彼女はある種の宗教的慣行を批判したとされる。女性のベール着用、一夫多妻、女性に不平等な相続法などについてのミス・エル・サダウィの発言が、新聞で誤って引用されたという。情報筋によれば、ナビン・エル・ワックという名の弁護士が検察官とカイロの個人の地位問題裁判所に対し、ミス・エル・サダウィがイスラム教を侮辱したと告発、夫との離婚をもとめる裁判を起こした。この要求はヒズバと呼ばれるイスラム教の判例に基づいている。ヒズバは、イスラム教徒であればイスラム教の義務に背いたとみなされる他のイスラム教徒を裁判にかけるとを認めている。検察長官は2001年5月23日、ミス・エル・サダウィに対する告訴を却下したと伝えられるが、カイロの個人の地位問題裁判所での裁判はまだ続行中だという。審問は2001年6月18日に予定されていた。

20. 情報によれば、ナワル・エル・サダウィはそれまでも、女性の権利を守るさまざまな活動のために嫌がらせを受けていたという。同じ情報によれば、彼女は1981年、11年の禁固刑を宣告されたほか、1991年には彼女が設立したアラブ女性連帯協会が活動を禁じられた。さらに2001年には、カイロ・ブック・フェアで彼女の著作を展示することが禁止された。

エチオピア

21. 9月18日、本特別報告者は人権擁護に関する事務総長特別代表と共に、アディスアベバにあるエチオピア女性法律協会（EWLA）のために緊急アピールを送った。EWLAは2001年8月31日、活動禁止に追いこまれたと伝えられる。EWLAは人権を侵された女性被害者のためのカウンセリングや法的救済の確保、女性差別や女性に対する暴力について社会や政府に対する意識化活動、是正策の促進などを行っている。伝えられるところでは、2001年9月3日、EWLAは法務省から団体登録局長官の署名入りの通告を受け取った。「団体停止通告」と題されたその書簡によれば、EWLAは「委託された範囲と行動基準の指針の範囲を超え」、「2001年8月30日をもって無期限の活動停止に処する」とされた。さらに、政府はEWLAの銀行口座を凍結した。

22. この措置は2001年2月にEWLAが組織したデモが関連していると言われる。メレス・ゼナウィ首相官邸と議会の前で行われたこのデモには、レイプと性的虐待に対する法規制の強化、実効性のある法執行をもとめて約1000人の女性が参加した。入手した情報によると、政府が今回の決定を下したもうひとつの要因として、Hermela Wosenyeleh という名の少女の事件にEWLAがかかわったことがあげられる。この少女はある青年に繰り返し嫌がらせを受けながら、警察の保護を受けられなかったという。青年はついに少女に発砲し重傷を負わせただけでなく、姉妹ふたりもマチェテ（なた）で切りつけた。家族が警察に保護を求めても、適切かつ時機を得た保護を受けられなかったため、EWLAは少女とその家族を助けようと、司法省に書簡を送り、大臣の介入を要請した。EWLAはさらに、エチオピア・テレビ、政府と民間の新聞ならびにラジオ・エチオピアやファナにも連絡をとり、この事件は広く報道された。政府当局者は繰り返しEWLAに対し、この事件について発言したのは国の司法制度を冒瀆するものだと通告した。情報によると、EWLAはすべての活動を停止し、約50人の職員を一時解雇するよう命じられた。EWLAの弁護士による裁判所への申し立てもすべて妨害された。EWLAは4人の少女を世話し、授業料を払っているが、銀行口座が凍結されたため教育を受けることも難しくなっている。特別報告者らはエチオピア政府に対し、個人であれ他の人々に関連してであれ、権利を損なうすべての条件や状況をできる限りの手段を講じて取り除き、女性の人権と基本的

自由の保護と実現を促進し、そのために努力してほしいと要請した。

23. ~ 26. 略

インド

27. 本特別報告者は2001年8月10日付けで、拷問に関する特別報告者との共同書簡をインド政府宛に送り、以下の事件について情報を入手したことを伝えた。

28. Nazam u din の妻である Misra は1998年1月28日、ジャンムー・カシミール州テシルドダにあるメイルガム・プレム村の自宅で、第25および第8レシュトリア・ライフル隊（RR）の隊員にレイプされたと伝えられる。その中には大尉も含まれていた。同じく、もう一人の女性も同じ男たちにレイプされた。第一通報（FIR）が行われたが、法的措置は何ら取られなかった。それ以後、ミスラは家族ともども何度となく死の脅迫を受けるようになった。

29. Fateh Mohammad の妻である Lala Begum（ララ・ベグム）は1999年5月7日、ジャンムー・カシミール州ドダテシルテ地区にあるペルショラ村の自宅で、兵士にレイプされたと伝えられる。第8RR 隊の隊員3名が家に押し入り、彼女の義父や幼子らをふくむ住人たちに暴行を加えた。ララ・ベグムは別室に連れていかれ、裸にされ殴打をされた。妊娠8ヶ月だった彼女は兵士のひとりにレイプされ、このことを人にしゃべったら殺すぞと脅された。ドダの警察署は彼女の告訴の受け付けを拒否したと伝えられる。

30. Jyotsna Bai は1999年4月21日、私服警官によって自宅から連行され、まずガリアハット次いでラルバザールの警察に留置された。移送の途中で暴行を受けた。その後、彼女は家具数点を盗んだ容疑で逮捕されたこと、夫の親類に告訴されていることを知らされた。住居をめぐるいざこざが告訴の動機だと思われる。彼女は病気だったにもかかわらず、4月26日まで拘留された。4月23日、医大病院に連れて行かれ、正体不明の薬を少々与えられた。4月24日、ガリアハット警察署で白紙をふくむ何枚かの書類に署名するよう言われた。署名を拒否すると、平手打ちをくい、髪を引っ張られ、拘留延長にするぞと脅された。4月26日に釈放されたが、5月10日まで自分の家には戻ってはならないと命じられた。夫の家族がすでに入居していたのである。彼女は今だに警察から嫌がらせを受けるのではと恐れている。

31. Muhammad Sharief Khan の妻である Sarva Begum は2000年1月30日から31日にかけての夜半、ジャンムー・カシミール州ドダ地区カシュティガルのカントイー村にある自宅で、村防衛

委員会（VDC）と特別任務部隊（STF）に所属する4人の男にレイプされたと伝えられる。兵士らは彼女の家に押し入り、厩舎に連れこんで、4人がレイプしたという。2000年2月7日、FIRが提出されたが、警察は何らの行動も起こさなかった。以来、彼女とその家族は死の脅迫を受けつづけている。

32. Rupa Nath（11歳）と姉のOirabati Nathは2000年2月2日、アッサム州ゴガムク警察の手で逮捕された。拘留中、2人はきびしい尋問を受け、暴行を受けた。翌日、ギラマラ警察に身柄を引き渡され、そこで警官らの手で繰り返しレイプされた。Rupa Nathはその後、ゴガムクの第2カルバート近くの高速道路に放置された。釈放後、ふたりはゴガムクの病院に連れて行かれた。

33. 以下にあげる12人の女性、Sala ,Renuka ,Bhavani ,Imayavalli ,Chelli ,Amutha ,Nagarani , Palayam ,Kannagi ,Veermmal ,Velankanni , Indira は、2人の子ども（Anand と Mani）と共に虐待を受けた。彼女たちは2000年2月17日、タミルナードウ州のF-1警察署で拘留中、拷問されて死んだといわれるNathanの事件に関連して虐待を受けたのである。2000年2月11日、彼の妻であるSalaはチェンナイで拘留され、暴行を加えられ、指が曲がらなくなってしまった。翌日、Renuka, Bhavani, Umayavalli, Chgelli, Amuthaらは逮捕され、髪を引っ張られ、殴られ、性的虐待、言葉による虐待を受けた。2000年2月13日、Nathanの母親のVeerammal、Nagarani、Palayam、Kannagi、Velankanni、Indiraらは両手を殴打され、罵声を浴びせられた。AnandとManiも2月13日に拘留され、Anandは性器に注射を打たれたという。

34. Nazila Begumは2000年4月5日、バハラートに駐屯している第8RR隊の隊員2名に猿ぐつわをはめられレイプされた。夫は拘留中だった。RR隊員らは夫の武器のありかを教えろと迫り、言わなければ撃ち殺して川に投げすてるぞと脅した。このことを人にしゃべったら夫を殺すぞとも警告したという。

35. Muhammad Yousafの妻Mariam Yousuf Gujjarは2000年4月11日、ジャンムー・カシミール州タスリ・テシル、バンジュワのパトザニ村にある自宅近くで、第26RR隊の5人の隊員にレイプされた。彼女の夫は1999年4月10日、16人の武装集団によって近くの軍キャンプに連行された。翌日、兵士らは彼女の家に戻ってきて、夫の居場所を問いただした。他の住人らが暴行され、閉じ込められる間に、彼女は猿ぐつわをはめられレイプされ、失神したという。2000年4月12日、彼女はドーダの病院で医師の診察を受けた。

36. Mercy Kabuiは2000年7月、マニプール州チュラチャンドプール地区ラムダン・クレン村

の自宅で中央予備警察隊（CRPF）第112大隊の隊員2人に銃で脅され、レイプされた。夫の Akham は副司令官の命令で暴行を受け、彼女たちのために介入しようとしたラムダン・クレンの村長である義父の Maringmi Thaitounga は、将校に阻止されたという。CRPF 隊員が去った後、村長は事件を軍キャンプの司令官に通報し、ロクタク警察署に告訴状を提出した。ラムダンに駐屯するCRPFの将校らは告発を否認したという。警察は捜査を開始した。だがCRPFは協力せず、結論は出ないままだった。

37. Sakina Begum, Nseema Begum, Hasina Begum の3人は2001年6月1日、マーマット州ベホタで第8RR 隊の隊員らにレイプされた。人権活動家らがこの地域を訪れた翌日の出来事で、彼女たちの身内の男性はすべて家を空けていた。年長の Sakina Begum は頭と背中を棒で叩かれ、腹部を蹴られ、兵士にレイプされた。Nasema と Hasina Begum はライフル銃の床尾で打たれた。2人の兵士が Nasema を抑えつけている間に、一人がレイプしたという。彼女の赤ん坊は床に投げ出された。Hasina も2人の兵士にレイプされた。ドーダの地区病院では、スタッフは正確な診断書をつくらなかった。ドーダの警察署にFIRが提出されたものの、現在にいたるまで何らの行動も取られていない。

38. 本特別報告者は法廷外、即決ないし専断的処刑に関する特別報告者および拷問に関する特別報告者と共同で、2001年8月30日付けの書簡を政府あてに送り、以下の事件について情報を受け取ったことを伝えた。

39. 1999年7月23日、タミルナドゥー州南部のティルネルベリでマンジョライ茶農園の労働者と支援者らが平和的な抗議デモを行った際、以下の女性たちは警察の度をこえた暴力の犠牲になった。Malik, Manikandan, Samual, Subetha(女), Laila Beevi(女), Vijayalakshumi (女), Subbulakshumi(女), Mary(女), Malika (女), Kallathiyar, Isakki, Rajammal(女), Chandran(女), Victoria (女), Pappa (女), Lakshi Ammal(女), Seetha Laakshmi(女), K. Parvathy(女)。ティルネルベリ地区収税官事務所をめざしたデモ隊は、平和的集会を開いたかどで拘留された茶農園労働者652名の釈放を要求した。入手した情報によると、警察は棍棒を振り回し、催涙ガスをまき、発砲してデモ隊を解散させたという。デモ隊が散り散りになると、参加者に殴る蹴るの暴行を加えた。女性たちはティルネルベリの警察署へ連行され、裸にされ、殴打され、罵声を浴びせられたという。さらに、以下の人びとはデモ隊が追い散らされる間、警察の暴行を受けて死亡したと伝えられる。Sha Navas, Josphin(女), Murugan, Raju, Arumugam, Rathinam, Jayaseelan, Rathinamary(女), Valayudam, Keisar, Abdul Rahman.

インドネシア

40. 本特別報告者は拷問に関する特別報告者と2001年9月30日付けでインドネシア政府宛の共同書簡を送り、以下の件に関して情報を受け取った旨を伝えた。

41. Sumiati Binti Hamzah は1996年8月16日、北スマトラ（アチェ）駐在の国防義勇軍大隊ヨニフ126の隊員に銃で脅されてレイプされたという。その結果妊娠したことがわかった時点で、彼女は加害者に対し財政的償いを求め、事件を報告しないという条件で500ドル相当の金額を受け取った。2000年3月、メダンの軍事法廷は加害者に対し子どもの養育費として月5万ペソを被害者に支払うよう命じたが、レイプの責任を問われた者はひとりもない。

42. 2000年3月7日の夜、北部アチェの小地区マタンクリにあるアルエロク村で、多数の女性が軍服を着た男たちにレイプされ、性的暴行を受けた。男達は自由アチェ運動（GAM）のメンバーを捜索中だった。女性の身内の男たちは縛られ、殴打された。全国人権委員会（コムナスHAM）のアチェ支部が率いる真相究明調査団は、3人の女性がレイプされたこと、明らかに軍に責任があることを報告したと言われる。この件に関して、これまで逮捕されたり、告訴され裁判にかけられた者はひとりもない。

43. Maria Pompeia は1999年3月20日、ラクルタ小地区にあるディロ村で公務員とマキイト民兵のひとりに性的嫌がらせを受け、殴るけるの暴行を受けた。彼女は裸にされ、身体中を触られ、小管区の軍司令部に連れて行かれた。移送の途中で、彼女は3人の子どもと共に殴る蹴るの暴行を受けた。16歳の Aniceto dos Santos Xavier はライフル銃で殴られ、14歳の Jose da Costa Nunes は矢で打ち据えられ、5歳の Justo Mesak は髪を引っ張られた。Olinda Pinto Martins（41）もまた、同じ時に暴行を受けた。

44. Candida Maria は1999年4月25日、ラクサウル・メラプティ準軍隊の指揮官と、TNIの第2軍曹にレイプされた。軍曹はベウリク・レテン村の村長でもあると伝えられる。彼女は逃亡した夫との関連でレイプされ、殺すぞと脅された。

45. タロマン集落出身の17歳の学生 Fernannda Beitau は1999年5月26日、TNIの予備軍ラクサウル・メラプティ準軍隊の隊員にレイプされた。

46. Azelia Amaral は1999年3月31日、ラクサウル・メラプティ準軍隊の指揮官および教育省の役人にレイプされた。

47. Jacina（姓不詳）はTNIの予備軍ラクサウル・メラプティ準軍隊の指揮官にレイプされた。入手した情報によると、事件は1999年5月、コバリナ、ズムライ、メイブにあるハレカイン村で起きた。

イラン（イスラム共和国）

48. 夫殺害のかどで石打ちによる死刑を宣告された Maryam Ayoubi のために、本特別報告者は2001年1月23日付けで緊急アピールを送った。イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別代表、法廷外、即決ないし専断的処刑に関する特別報告者および拷問に関する特別報告者もこのアピールに名を連ねた。彼女の共犯者である Hossein Esna 'Asharyhas も死刑宣告を受けたと報じられる。

49. 本特別報告者は2001年8月8日、イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別代表と共同で、Soraya Dalaiian とテヘラン（ソラヤ・デライアン）のエビン刑務所における性的拷問に関して緊急アピールを送った。入手した情報によると、ソラヤ・デライアンは1997年、エビン刑務所に入れられていたとき、24時間にわたって2人の男に繰り返しレイプされたという。これは特別の事件ではなく、女性受刑者らは計画的に判事や刑務所の高官らによるレイプにされると伝えられる。刑務所内にはそのための特別室があるという。2001年4月16日付けの新聞報道によると、テヘランの第12地区にある都市部の革命的守備隊指揮官、Esmail Eftekhari Nasr の裁判で、彼が部下とともに多数の若い女性を誘拐し、レイプしたあげく殺害し、遺体をテヘラン市内のあちこちに投げ捨てたと申し立てられた。エフテカリ氏は禁錮5年の刑を宣告されたが、一般市民ならばはるかに厳しい刑を受けたにちがいない。本特別報告者らはまた、Maryam Ayoubi が2001年7月11日、石打によって処刑されたことに悲痛の思いを表した。本特別報告者らはイラン政府に対し、石打ちの刑に関する条項82（b）をイスラム法典から取り除き、全国で石打ちを弾圧する政策を積極的にとるよう促した。

50. イラン政府は2001年11月9日付けの書簡で、Sorayya Dalaiian の件に関する回答を寄せた。それによると、彼女は1997年10月10日に逮捕され、拘禁刑を言い渡され、1998年1月8日、釈放された。1998年4月28日、再度拘禁刑を宣告され、同年5月3日釈放された。1998年8月2日に再度投獄され、9月23日に釈放された。彼女に対する告発には政治的意味合いはまったくないと政府は言う。テヘランのエビン刑務所における性的拷問の申し立てについては、政府は何らの回答も行っていない。

意見

51. 本特別報告者はイランにおける女性に対する暴力について憂慮しており、テヘランのエビン刑務所で性的拷問が行われているという申し立てについて政府の対応を求めるものである。

イスラエル

52. ラムレのネベティルツア女子刑務所に収監されているパレスチナ人女性の囚人(子どもをふくむ)のために、2001年9月26日、本特別報告者は拷問に関する特別報告者と共同緊急アピールを送った。2001年9月13日、看守らが女子監房に入ってきて、Maha Al-A 'ak, Abeer Amer, Suad Ghazal, Wijdan Buji, Rab ' a Hamael (14歳)を隔離し、Amen Muna を既決囚が収容されている別の棟に連れていったという。彼女の身の安全を心配した他の女性たちが大声で叫びだすと、看守たちは暴行を加えた。彼女たちは両腕、両脚をひらいた状態でベッドにビニールの拘束道具でしばりつけられ、手足ははれあがり一晩痛みが止まらなかった。

53. 本特別報告者はラムレのネベティルツア女子刑務所に収監されているパレスチナ人女性のために、拷問に関する特別報告者との共同緊急アピールを2001年10月16日付けで送った。この問題はすでに9月26日に両特別報告者が介入している(上記参照)。2001年9月13日の一連の暴行事件に続き、刑務所当局が弾圧的態度をとったことに抗議して、女性たちは10月1日、ハンガーストライキに入った。その間、囚人たちは牛乳と塩の配給も拒否され、戸外でのリクリエーションも禁止されたという。Rab ' a Hamael, Sanna Amer, Sawsan Abu Turki はいずれも14歳だが、独房に入れられた。Sawsan Abu Turki は2001年9月6日、イスラエル兵を刺そうとした容疑で逮捕されたのだが、心理的問題を抱えていた。2001年7月、イスラエル兵に頭を叩かれた後、彼女は3日間入院した。治療のために家族が薬を用意したが、刑務所当局は一貫してこの薬を彼女に渡すことを拒み、他の医療もいっさい行わなかった。彼女の精神状態は非常に悪化し、もはや自分が誰かもわからなくなっていたという。裁判所は公平かつ文化的要素も配慮した心理テストを行い、彼女が裁判に臨めるかどうかを調べるよう要請したが、イスラエル人の心理学者がわずか5分ほど面会し、いくつか質問をただけで裁判に耐えられる精神状態だと宣言した。

ケニヤ

54. 本特別報告者は拷問に関する特別報告者と2001年9月30日付けで共同書簡を送り、ケニヤ政府に対し、Sophia Dolar, Pauline Wanjiru, Ester Wairimu に関する情報を受け取ったことを伝えた。この3人の女性は2000年3月、他の8人の人権活動家と共に逮捕され、リフトバレー州にあるナクル刑務所に収監された。刑務所に着くと、女性たちは他の囚人やあざけり笑う看守たちの目の前で真っ裸にさせられ、尋問の間中棍棒で殴られたという。その後、39人が収容されている過密状態の大きな監房に入れられた。

55. ~ 71. 略

リベリア

72. 2000年3月21日、モンロビアで数十名の学生と教授が特別作戦師団（SOD）および反テロリスト部隊（ATU）の隊員らにむちで打たれ、殴られたという。本特別報告者は、拷問に関する特別報告者、思想・表現の自由の促進と保護に関する特別報告者と共に、2001年9月30日付けでケニア政府宛の書簡を送り、この件に関する情報を入手したことを伝えた。学生と教授らは4人のジャーナリストの拘留に抗議して、平和的デモを行っているところだった。40人以上の学生がSODとATUに逮捕され、20人以上がモンロビア国家警察本部に連行され、その後、告訴もされずに釈放されたが、暴行されたことは誰が見ても明らかだった。逮捕された女子学生のうち少なくとも7人がレイプされ、男子学生の一人は肘を折ったと伝えられる。

73. ~ 74. 略

ミャンマー

75. 本特別報告者は2001年8月30日、法廷外、即決ないし専断的処刑に関する特別報告者ならびに拷問に関する特別報告者とミャンマー政府宛の共同書簡を送り、以下の事件についての情報を入手したことを知らせた。

76. 1999年5月4日、ナムザング町区のワン・パアアン村からきた3人の若い女性（2人は未成年）と Naang Zing Mya が町から3.5マイル離れた農場で、L I B 247の第4歩兵中隊に所属する国家平和・開発会議部隊（SPDC）の隊員らに輪姦されたという。約50人のSPDCパトロール隊に夫たちはどこかと聞かれた彼女たちは、SPDC部隊に連れていかれポーター

として働かされていると答えた。指揮官が未成年者のひとりを近くの農場に連れて行き、レイプしたあげく、顔中があざだらけになるまで殴りつけた。他の2人は何度も輪姦されたという。Naang Zing Mya は逃げ出そうとして射殺され、その後他の2人は殴る蹴るの暴行を受けたという。

77. Pa Poi, Naang Awng, Naang Mawn, Pa Loi Pe は1999年10月30日、L I B 514に所属するS P D C部隊の手で、シャン族のゲリラに米を与えたとして逮捕された。彼女たちはムルン・ケルン町の南のさびれた村に連れていかれ、一晩中輪姦され、翌朝死体で見つかった。

78. Naan Ong, Naang Thun Nae, Naang Paan Yaen の3人は2000年3月末、カエシー町区にあるカエシー村の南2.5マイルの地点で、L I B 514所属のS P D C歩兵中隊に逮捕された。シャン族ゲリラの妻だというのが理由だった。3人は縛り上げられ、夫の居場所を言えと尋問された。最年少の女性はパトロール隊の指揮官に連れて行かれてレイプされ、他の2人は将校にレイプされた。翌日、3人残りの兵士たちに引き渡され、輪姦されたあげく殺された。

79. 以下の避難民の女性たちは2000年5月末、カリ村再定住地とクンヒン町の間クンヒン・ムルン・パエン道路近くでL I B 248所属のS P D C部隊に逮捕された。Naang Muay Phawng, Naang Zaan Pao, Naang Htun Nae, Naang Khur Wan, Naang Lao Sai, Naang および16歳のSeng Hurn である。彼女たちは約60人の兵士にレイプされ、その後射殺された。

80. 17歳の少女 Nang Kawng Tip は、ムルンサート町区ムルンポー地区のムルンイン村出身。1999年4月13日、彼女は村の近くを流れるナムイン川の土手でムルンサート駐在のL I B 527に所属するS P D C部隊の兵士7人にレイプされ殺された。

81. Sai Nu, Sai Zitta, Sai Nya-Lintta, Maang Nguay (女), および Naanf Lern (女、17歳) は2000年1月11日、クンヒン町区のナムパアン川土手でL I B 102第2中隊に所属するS P D C部隊によって逮捕され、この地域のシャン族ゲリラの居所を言えと尋問され、殴り殺された。女性2人は部隊に連行され、二日二晩レイプされたあげく射殺された。

82. 本特別報告者は2001年8月30日、拷問に関する特別報告者とミャンマー政府宛の共同書簡を送り、以下の事件についての情報を入手したことを伝えた。

83. カエンロム村の Nang Kya Non は1998年9月27、28日、クンヒン町から2.5マイル離れた自分の農場の近くでL I B 246所属のS P D C兵士らに輪姦された。兵士らは夜明けまで交替で

彼女をレイプし、物音を立てたら殺すぞと脅した。

84. 妊娠7ヶ月だった Nang Lam は1998年10月14日、ナムザルン町区マークモンパウク村再定住地の南3マイルの農場で、L I B 22所属の S P D C 部隊によって殴り殺され、妹の Nang Zu は殴られ、レイプされ、強奪された。Nang Zu は病院に移送され傷の治療を受けた。病院で何が起きたかを話すと、傷は木から落ちたためだと言えと命じられた。数日後、彼女はタイに逃げたと伝えられる。

85. Pa Murng Awn, Pa Long, Naang Zaam, Naang Mo Khur はそれぞれの夫ともども、1999年5月22日、L I B 514に所属する S P D C パトロール隊に逮捕された。彼らはカエシー町にある軍基地の留置場に入れられ、女性たちは3夜にわたって隊長とその他3人の将校にレイプされた。8人は親戚が1万キヤット支払ってようやく釈放され、1999年6月11日、タイへ逃げた。

86. Naang Noot は1999年9月18日、L I B 227所属の S P D C 将校に銃でおどされ、レイプされた。彼女はムルンカク町区ムルンナン地域ワンタップ村近くで釣りをしているところだった。報復を恐れた彼女は、レイプされたことについて正式に申し立てをしなかった。

87. 17歳の Naang Mawn Zing と Naang Lam Poi はライカ出身の高校生だが、1999年10月初め、S P D C 兵士らによって逮捕された。2人は学校での集会に出席し、兵士らによる人権侵害について質問したという。2人はL I B 515の基地に連れていかれ、4日間昼夜にわたりレイプされた。2人を釈放してもらうために、両親はそれぞれ1万5000キヤットを払うよう命じられたという。

88. 16歳の少女 Naang は2000年1月12日、ムルンヤング町区テルラアト村近くのナムナルン川の土手で、L I B 279所属の S P D C 兵士3人にレイプされた。そのうちの1人は軍曹だった。

89. 17歳の Naang (Zang) と Naang (Nawt) は2000年3月6日、カエントウング町区サウンクワング地区ヤアンクムム村近くでL I B 314所属の S P D C 部隊にレイプされた。場所は自分たちの村の近くを流れるナムヤアン川の土手であった。

90. Naang (Mya Tawng) はシャン族の避難民女性だが、2000年3月29日、ナアカウングムに駐屯するL I B 429所属のカエントウング基地 S P D C 第4中隊の指揮官に、銃をつきつけられてレイプされた。この事件を訴えようとした村のリーダーたちに対して、投獄するぞと脅す書簡が送りつけられた。

91. クンプ地区クンプ村出身の Pa Wai およびナウングハイ地区ナアマウン村出身の Naan Thawn、Naang Thun、Naang Ing (9歳) は、いずれもクンヒン町区に駐在する L I B246 所属の S P D C 部隊にレイプされた。彼女たちは2000年4月末に逮捕され、四夜日間にわたって兵士らにレイプされたという。

ナイジェリア

92. 妊娠中の Ms. Safiya Hussaini Tungar-Tudu は、ナイジェリア北部のソコト州グワダバワのイスラム法廷で、石打による死刑を宣告された。本特別報告者は2001年11月7日、法廷外、即決ないし専断的処刑に関する特別報告者と共同でこの件について緊急アピールを送った。入手した情報によると、彼女は婚前性交を行ったとして死刑を宣告されたという。11月8日までに上告をしたが、州知事が裁判所の判決を再検討した後に処刑の日程が決められた。彼女の性交の相手は同じ裁判で無罪となった。性的無分別とされる行為で彼を訴追する証拠は不十分という理由であった。

93. 17歳の少女 Bariya Ibrahim Magazu の件に関して、本特別報告者は2001年1月11日、拷問に関する特別報告者と共同の緊急アピールを送った。この件に関しては拷問に関する特別報告者が2000年9月29日にすでに介入している。彼女は2000年9月初旬、ザムファラ州ツアフェのシャリア(イスラム法)裁判で、婚外の性関係をもったこと、3人の男性を性交の相手と偽って告発したかどで、鞭打ち180回の刑を言い渡された。その時点では彼女が出産を控えていたため刑は執行されなかった。出産は12月半ばの予定で、2001年1月27日に刑が執行されることになった。

フィリピン

94. 本特別報告者が入手した情報によると、法執行当局者の拘置下におかれている女性がとくに、レイプや性的虐待をふくむ拷問にさらされることが多いという。本特別報告者は2001年9月30日、拷問に関する特別報告者と共同書簡を送り、フィリピン政府にこの情報を入手したことを伝えた。被害者の大半は売春容疑者、ストリートチルドレン、麻薬常習者その他、社会の最低辺層とみなされる女性など、社会的に不利な立場の女性たちだという。報告によれば、警察は改正刑法第202条のいわゆる「放浪禁止法」を日常的に行使し、女性たちを任意に逮捕し、金をゆすり、性暴力を加えたりしている。1997年、女性差別撤廃委員会はこの法律の無差別適

用を批判し、この法律が女性の性労働者に対して行使され、人身売買者やひもや客など男性には行使されていないことを指摘した。また、この法律のあいまいな用語も、法執行当局者による濫用を許していると言われる。

95. 女性は逮捕されたときから警察に到着するまでの間にとくにレイプにさらされやすい。逮捕された女性は、尋問を受けるため地元の警察に連行され、告訴されるまで留置場に入れられる。フィリピンの法律では留置された男女は隔離されることになっているが、女性を男性と同じ部屋に入れることが少なくない。警察官が釈放や有利な扱いをえさにセックスを要求することもある。改正刑法第245条は警察官が留置された女性に性関係を求めることを禁止しているにもかかわらず、こうしたことが起きている。入手した情報によると、マニラ警察でも「使い走りの少女」を雇って下働きさせている警察署があるとして批判の対象になっている。2000年6月、フィリピン下院の公共の秩序・治安委員会は、マニラのルネタの警察で留置されたストリートガールがレイプされた事件を引き合いに出し、警察当局にこうした慣行をやめるよう求めた。たいていの場合、性的虐待の被害者は、事件を通報すればさらに他の警官らによる性暴力を受けるのではないかと恐れ、報告するのを嫌がるという。また、明らかに被害者となった場合でも、家族への報復をおそれ事件にするのを拒否することが非常に多いとみられる。

96. フィリピンの法律には死刑法（1993）といわれる共和国法7659号とレイプ禁止法（1997）といわれる共和国法8353号があり、拘置下の女性をレイプして有罪になった警察官や軍人など法執行当局者が、この二つの法律の下で死刑に直面している。特別報告者らは以前この事実を知らされた。有罪判決につづき4人の警察官が死刑を宣告されたという。さらに、二つの事件では、拘置中の女性をレイプして有罪となった警察官に長期の禁錮刑が言い渡されたという情報も得ている。こうした犯罪の加害者に裁きを与えることは誉められるとしても、処罰はあくまで国際的に認められた人権基準に沿うべきだと、特別報告者らは考える。

97. レイプ事件で診断書が書かれる場合でも、無関係な事柄を書いたり、「処女ではなかった」など医学的でない用語が使われているという報告がある。性交が行われたという医学的証拠がなくても、性的虐待の主張を退けるものではなく、原告の証言を公平に評価し、信頼しうる一貫性のある証拠を求めるべきであることを、特別報告者らは想起した。この文脈で、特別報告者らが参照したのは、拷問その他の残酷、非人間的、名誉を傷つける待遇ないし処罰に関する有効な捜査・文書化のマニュアル（いわゆるイスタンブール議定書）である。最近、専門的訓練シリーズ No.8（HR/P/PT/8）として刊行されたこのマニュアルには、次のように書かれている。「レイプ直後の女性の外性器を検査しても、損傷が識別できるのは50%弱、肛門レイプの場合は30%弱である。」（220節）

98. 警察官や刑務所当局者を訴えるには勇気がいるだけでなく、財政的負担が大きく大半の被害者には手が届かない。入手した情報によると、法執行当局者によるレイプの被害者が加害者に告訴を取り下げるよう脅されたり圧力をかけられることは珍しくないという。被害者は社会的または経済的に不利な集団に属していることが多く、裁判に訴えるチャンスはまずのぞめない。

99. 特別報告者らは刑務所の実態についても情報を得た。刑務所当局者によってレイプその他の性的虐待を受ける女性は非常に多いという。情報によると、刑務所当局者をレイプ容疑で訴追することに成功した例はほとんどない。監房が完全に男女別になっていない刑務所もあり、これがさらに虐待を招いていると思われる。国際基準およびフィリピン矯正局が発行した基準・施策マニュアル(1993)では女性の囚人には女性の看守が付き、監督すべきだとされているにもかかわらず、看守その他の刑務所当局者はほとんど男性だという。

100. フィリピンの刑務所は設備が整っていないうえ、過密状態にあることが大きな問題である。入手した情報によると、裁判が大幅に遅れているため、保釈金を払えない未決囚の多くは結審まで何年も待たされることになる。栄養が足りないこと、刑務所の診療所に薬がないなど医療面でも不備であるという報告もすでに受け取っている。拘置中にレイプされて妊娠した女性は、適切な医療やカウンセリングが受けられずトラウマ(心的外傷)にさらされる。人工中絶は禁止されている。雨季になると、マニラ市刑務所など一部の刑務所は水びたしになる。汚染された水から様々なバクテリアが運ばれ、コレラやチフスその他の伝染病が被収容者の間に広がることもある。結核などの呼吸器疾患は珍しくないし、被収容者の多くはネズミが媒介する致命的病気、レプトスピラ症にかかっていると、情報は伝える。

101. 最後に、ミンダナオ島中部と西部にあるスルタン・クダラト、マギンダナオ、ラナオ・デルスールの各州で、少なくとも12人のイスラム教徒の女性が軍人にレイプされたという情報も、特別報告者らは得ている。兵士らによる性的虐待の被害者の数ははるかに多いと思われる。しかしながら、女性たちは報復を恐れてレイプの通報を尻込みするという。これらのレイプ事件に関して公式の捜査が命じられたという事実はない。

102. 本特別報告者はとりわけ以下の事件についての情報も得ている。

103. 1999年2月、17歳の少女が他の2人の女性とともに、強盗容疑でケソン市警察に逮捕された。ケソン市警察署に留置されていた間に、少女は1人の警察官に真っ暗な部屋に連れこまれレイプされた。夜遅く、再び同じ部屋に連れこまれ2番目の男にレイプされた。彼はラジオ記者だ

という。1999年2月12日、男性の警察医の診察を受けたが、「彼女は処女ではない状態」にあり、外的な損傷の痕はなにもなかったと結論づけたという。警察官はその夜2回尋問したことは認められたものの、レイプはしなかったと主張した。捜査を担当した検察官は、証拠不十分で警察官とラジオ記者に対する告訴を却下した。だが、この決定はその後、検察長官によって覆され、レイプと好色行為の刑事犯罪として告訴することになった。いずれの被告人も拘留もされなければ有罪判決も下されていないという。1999年5月と6月、少女と被告人は別々に、国民法執行委員会が開く由々しき違法行為に関する聴聞会に出席するよう命じられた。この聴聞会が実際に行われたかどうか不明である。少女は10万ペソの保釈金が払えず、ケソン市刑務所へ移送され、現在もそこにおいて、強盗容疑の裁判を待っていると伝えられる。

104. 1999年6月、21歳の精神病を病む女性が3人の警察官にレイプされた。彼女はマニラの国際空港近くで「うろついている」ところを逮捕された。警察官らは彼女を地元の警察ではなく別の場所に連れていき、意識不明のままパトカーから放り投げた。3人はその後正式の捜査が終わるまで停職処分になったが、レイプ犯罪の容疑をかけられているかどうかは不明である。

105. 殺人事件の容疑でダゲパン市刑務所に収容されている17歳の少女は、2000年1月、元刑務所長と11人の看守をレイプ犯として告発した。彼女は銃をつきつけられ、酒を飲まされ、オーラル・セックスを強要されたという。事件を訴えようとする試みも、治療の要求も無視されたが、性器にひどい痛みを覚え、性感染症にかかったことを訴え、ようやく診療所に連れていかれた。

106. 2000年9月、マニラのマラテで24歳の女性が西部警察地区の警察官3名に逮捕された。警察官らは警察車の中で彼女にオーラル・セックスを強要し、脅して銀行口座から多額の金を引き出させ、その金を奪ったあげくに無罪放免した。事件後、この3人は配置転換になったが、レイプと強盗の容疑をかけられていながら、数週間たっても自由の身のままであった。

107. 2000年1月、アンティポロ市刑務所に収容されている22歳の女性がレイプされた。微罪で逮捕されたのだが、警察官1名に繰り返し虐待され、脅された。レイプによって妊娠した彼女は、2000年9月出産した。11月、当時の内務・地方政府長官のアルフレッド・リムは、彼女を何度もレイプしたとして告発された上級警官に対する捜査を命じた。

108. 2000年4月、マニラのマラテにある店の外で深夜、18歳の女性が「放浪禁止法」違反の容疑で逮捕された。彼女は警察署には連れて行かれず、個人用のジープに無理やり押しこまれ、銃でおどされて警官2名と3人目の男にレイプされた。3人の男は逮捕され、尋問を受けており、

刑法と行政法違反の罪に問われている。

109. 38歳の女性はヌエバ・エシハ州のタラベラ地区刑務所の所長を相手どって、オンブズマン・オフィスに告訴を行った。入手した情報によると、この刑務所長は2000年末、彼女を4回レイプし、妊娠させたあげく中絶するよう命じたという。また、彼女を殺すと脅したという。

カタール

以前交換した通信のその後

110. Mr. Arunda Nayanta Pandita (アルンダ氏) と Mrs. Saleha Saleem (サレハ夫人) の件 (E/CN.4/2001/73/Add., paras. 43-44) に関して、本特別報告者は2000年10月23日に政府あての書簡を送った。これに対し2001年7月21日付けの返書がとどいた。それによると、Mr. Mohammed Ameerudeen Saleem (インド人) は、娘の上司であるアルンダ氏 (スリランカ人) が娘を誘惑し、インドからスリランカへ旅をする間に、国籍や宗教の違い (彼は仏教徒、彼女はイスラム教徒) を無視して結婚したことを理由に告訴したという。この結婚は家族にはいっさい知らされなかった。カタール政府の報告によると、これはこの国で適用されているイスラム法 (シャリア法) 違反であり、裁判所は公共の秩序に反するこの結婚は無効であるとして、2人に別れるよう命じた。公式の記録によると、アルンダ氏は短期間、予防拘禁され、その後保釈が認められ、上訴裁判所の判決が出るまえにカタールを出国してスリランカに向かった。彼は拘置その他いかなる処罰も受けず、たんに離婚を命じられただけである。

111. この裁判手続きの間に政府が提供した情報によれば、サレハ夫人の主張は、アルンダ氏がイスラム教に改宗すると約束したので結婚したというものである。強制的に改宗させられたというアルンダ氏の主張は偽りであると、カタール政府は断言する。アルンダ氏は誰に強制されたのか明確にしていないうし、強制されたという証拠も提出していないからである。さらに、裁判所は彼が改宗することを条件に、結婚契約の継続を認めるとはしなかった。サレハ夫人は父親の要請で暫定的に出国を阻まれた。裁判がまだ続いているという観点からである。外務省であれその他の政府当局であれ、彼女の旅券を取り上げたことは一度もないと、政府は指摘した。アルンダ氏とサレハ夫人の関係は裁判所の判決が言い渡された時点で終っており、彼女が意志に反して拘束されているとする申し立ては、本人ないし彼女の法的関係者によってなされるべきである。サレハ夫人が教育を続けることも職を見つけることも阻まれているとする主張は、非現実的だと政府はいう。国として在留外国人の教育の権利、被雇用の権利を認めているからである。さらに、サレハ夫人はEメールをふくむ通信の利用を認められていた。カタール

政府はこうした申し立てをすべて否認した。

112. カタール政府は、国の政策として人権問題については女性に対する暴力を優先課題としており、本特別報告者に確言した。イスラム教のシャリア法として確立した原則にしたがっており、その下ではいかなる形であれ人間としての尊厳を傷つける状況に女性をおくことは禁じられているという。

モルドバ共和国

113. モルドバ共和国チシナウ出身の21歳の女性、Ms. Olga Torgonscaia（オルガ）の件に関して、本特別報告者は2001年1月30日、モルドバ共和国とトルコの両政府に緊急アピールを送った。入手した情報によると、オルガはモルドバ共和国から北部キプロスへ売春婦として人身売買された。2000年9月29日、オルガの友人の家族であるミカイル（姓は不祥）なる人物がイタリアでウェイトレスの仕事があると誘い、オルガはこれを受け入れたという。彼はオルガに、イタリア大使館で労働許可を取るためイスタンブールへ行く必要があると話した。ミカイルは彼女をカグル（モルドバ国内）まで連れていき、一人の女性に預けられ、2000年9月30日、彼女の付き添いで飛行機でイスタンブールへ向かった。そこで数日間留まったあげく、イタリアのビザを取ることは不可能だが、キプロスに似たような仕事があると言われた。2000年10月10日、オルガは北部キプロスに連れていかれた。そこに着いてはじめてオルガは自分が騙されていたこと、「クレイジーガール」というカジノ・ナイトクラブで売春婦として働かされることを知った。そのカジノはレフコシャのトルコ人地区にある。オルガは外出を許されず、時折実家に電話をかけられるだけで、厳しい監視下におかれていたという。一刻も早く解放されなければ、オルガはからだをこわし、命にもかかわるといふ懸念が強く表明されていた。

意見

114. オルガ・トルゴスカイアはその後、釈放されたという知らせを本特別報告者部は受け取った。

ロシア連邦

115. チェチェン出身の Zara Isaeva（ザラ）の件に関して、本特別報告者は2001年8月10日付

けで、拷問に関する特別報告者と共同の書簡を送り、ロシア政府にこの件の情報を入手したことを伝えた。1999年9月14日、治療のためモスクワを訪れていたザラは、兄の Zavlady Isaev の自宅で、彼の友人の Musa Vagaev と共に逮捕されたという。警察署で取り調べを受けている間、彼女は裸にされて調べられ、浮浪者に引き渡してレイプさせるぞ、と脅された。一晩留置された後、彼女は釈放された。兄とその友人は暴行を受け、麻薬所持に関連する自白書に無理やり署名させられたといわれる。

116. ロシア政府は特別報告者らの書簡に対し、2001年10月28日および2001年11月16日付けで回答を寄せた。10月29日付け書簡によると、法執行当局者らによる違法の処遇に関して、Mrs. Z. Isaeva, Mr. Z. Isaev, および Mr. M. Vagaev らから何らの申し立てもなされていないという。11月16日の書簡では、調査の結果判明したこととして、M. Vagaev は1999年9月14日、麻薬法違反と武器所持の容儀でモスクワ南東部行政区の内務部によって逮捕されたとしている。2000年4月14日、彼はモスクワ・クズミンスク地区裁判所で、1年間の自由剥奪、6ヶ月の執行猶予の判決を受けた。Z. S. Isaev は1999年9月14日、軽い乱暴行為（フリーガン行為）で留置場に容れられ、行政報告が作成された後、同じ日に釈放された。この過程で、在郷軍のメンバーらが行政文書を不適切に作成するという法律違反を犯した。モスクワ南東部行政地区内務部の幹部会「Zhulebino」長官は、Z.S. Isaev に罰金を科したが、モスクワ・クズミンスク地区長官はこの判決に対し上訴した。上訴裁判が行われ、Z. S. Isaev が支払った罰金は返還された。これらの法律違反を黙認したことに対し、内務幹部会長官に申し立てをすることが決まった。Z. S. Isaev は1999年9月14日午後11時、軽い乱暴罪で留置場に容れられた。行政報告が作成された後、9月15日午前3時に釈放された。Z.S. Isaeva, S.S. Isaev, M.M. Vagaev に対して暴行が加えられたとする主張は、モスクワ・クズミンスク地区長官によって立証できないと判断された。

スリランカ

117. Palanithami Sasikala (17歳)の件に関し、本特別報告者は児童売買・児童売春・児童ポルノに関する特別報告者と、2001年10月8日付けの共同緊急アピールを送った。入手した情報によると、この少女は1998年9月28日、ペタライ・バライチェナイの自宅から叔父の手で誘拐された。彼は少女を自分の家に連れていき、バチカロアのバライチェナイにあるカヤンケネイ軍キャンプに所属する将校に引き渡したという。将校は彼女をダムブラに住む自分の母親の家に連れていった。それ以来、彼女は無給の家事手伝いとして働かされ、学校に通うことも許されなかった。彼女の家族が居場所をつきとめ、娘を解放してほしいと頼んだ。しかし、将校はこれ

に応じず、家族を脅したという。報復を恐れた家族は当局に申し立てをしなかった。その後、将校が配転になったので、家族は2001年7月2日、カルムナイ警察署に告訴し、将校は出頭を要請され、これに応じた。しかし、Palanithambi Sasikala は解放されず、家族が再度告訴したにもかかわらず、当局はなんらの措置も取っていないという。

118. Palanithambi Sasikaran の件に関し、スリランカ政府は本特別報告者に2001年12月20日付けで回答を寄せた。政府の報告によると、この件に関しホーム・フォア・ヒューマンライツが少女のためにスリランカ人権委員会に申し立てを行い、調査が開始された。その調査によると、少女は12歳の時、祖父の手でスリランカ軍のオパサ氏に引き渡され、1年半にわたりつき毎月1000ルピーが祖父に支払われたという。政府によると、オパサ氏ないしその母親との間で少女を強制的に引き止めることはしない、という合意があった。さらに、少女が無理やり拘束されたとか、オパサ氏が将校としての地位を利用して少女を引き取ったという証拠は、調査からはいっさい得られなかったという。政府はさらに、調査の必要があるとすれば、ただひとつ、少女の擁護権の問題だとしている。

119. 本特別報告者は2001年8月30日、法廷外、即決ないし専断的処刑に関する特別報告者および拷問に関する特別報告者と共同でスリランカ政府宛に書簡を送り、以下の事件について情報を得たことを伝えた。

120. Velauthapillai Rajani は北ウルムピライ出身の22歳の女性。彼女は1996年9月30日、コンダビル・ウルムピライでスリランカ軍に逮捕され、1軒の家に連れ込まれてレイプされたという。その後、敷地内で彼女の裸の遺体が発見された。

121. Ida Hamilitta(イダ・ハミリッタ)に関しては、本特別報告者がすでに介入したことがあるが、報告によると彼女は1999年7月13日、マナー地区プリムナイの自宅で軍人に殺された。ケサバン・ラジャは軍人にイダ・ハミリッタを連れてくるよう強制され、到着したとたん縛り上げられ、顔を殴られたという。兵士らはイダ・ハミリッタをレイプし、腹部を刺し、性器に発砲して殺した。翌日、ケサバン・ラジャがパリムナイ警察署に告発したが、警察は彼の陳述を記録することを拒否し、彼を脅しつけた。

122. Krishnapillai Thayayothy は2000年10月2日、ムッタープのプーマラスサディチェナイで政府軍が管理する在郷軍にレイプされ、殺された。彼女は他の6人の農民とともに誘拐され、全員が残虐な殺され方をした。彼女の遺体は切り刻まれていたと伝えられる。

123. スリランカ政府は2001年12月7日付け書簡で、Ida Carmaleeta (Ida Hamilitta) 事件に関する最初の捜査の結果として、1999年7月12日、兵士集団が個人の家に押し入り、彼女をレイプして殺したことが判明したと伝えた。1999年7月20日、このレイプ殺人事件に関連してスリランカ国軍の伍長と兵士各1名が犯罪捜査局 (CID) に逮捕された。逮捕された2人は担当治安判事の前に引き出され、再拘留された。捜査の結果、この犯罪には他に3人の軍人が共謀していたことが判明した。しかし、1999年12月13日、彼らは逮捕される前に治安判事裁判所に出頭して自首し、同じく再拘留された。もう一人の容疑者は2000年1月31日に自首した。1999年7月20日、マナーの治安判事裁判所で面通しが行われた。最初の2人の容疑者が確認された。容疑者はレイプと殺人の容疑で刑事裁判にかけられた。2000年8月8日、マナーの治安裁判所で略式ではない裁判が始まった。その後、マナーの治安状況が悪化したため、検事総長は裁判をコロンボに移送した。コロンボの主任治安判事裁判所が裁判を引き受け、ここで略式でない裁判が勧告された。2001年7月3日、得られた証拠を検討し、3人の容疑者の裁判を続ける証拠がなにもないことに満足して、治安裁判所は当該容疑者を放免した。政府の報告では、主な2人の容疑者はまだ告訴されたままであり、略式でない裁判が今も続いている。

124. 本特別報告者は2001年8月30日、拷問に関する特別報告者と共同書簡を送り、以下の事件に関し情報を得たことを政府に伝えた。

125. Lakshmi Pillai は1995年8月、オリンコマレーの自宅で2人の軍の情報提供者によって息子2人の目の前でレイプされたという。1993年8月にプリンタイン・ポイント軍キャンプでレイプされたことをしゃべった報復だった。情報提供者らは逮捕されたが、その後保釈が認められた。

126. Sivasothy Krishnapillai (31歳)は、1996年12月31日、バティカロア地区マンドアで特殊部隊の隊員3名にレイプされた。この事件の裁判は1998年11月30日、バティカオラ地方裁判所で行われた。

127. タミル人の17歳の少女が1997年7月17日、人目につかない場所でシンハラ人の兵士2人にひどい暴行を受け、レイプされた。彼女は南アラリーの学校へ行く途中だった。ジャフナ教育病院に入れられた彼女は重傷を負っていたという。

128. ジャフナの町のアリヤライ、キャンディ通りに住む17歳の Sri Balakumar Ajanthana は1998年4月15日、巡査1名にレイプされた。彼女は性器からの出血がひどく、コペイにあるジャフナ病院に入院した。

129. 35歳の未亡人、Rajeswary Krishnarajah は1999年9月29日、ジャフナ半島センマラッチ地区ベラニのバライホタムにある自宅で兵士らに輪姦された。兄と父親は目隠しされたという。彼女は近くのココナツ農園に連れて行かれ、そこで2人の兵士にレイプされた。3人目の兵士からはなんとか逃げおおせた。翌日、チャバカチェチェリ病院の医師らが、彼女がレイプされたことを確認した。

130. 1999年12月14日、コロombo東のキャンディ・ロード、マワネッラにある家で、13歳の少女がC I Dの5人の警察官と脱走兵1名に輪姦された。彼らは家に押し入り、両親に銃をつきつけて脅し、少女を台所に連れこんでレイプしたという。この性暴力事件で逮捕されたのは脱走兵だけだと伝えられる。

131. スリランカ政府は2001年12月18日付けで、17歳の少女（Yoganadhan Dishalani）とRajeshwari Krishnarajah の事件について回答した。ジャフナ半島南アラライで1997年7月11日に起きたと報じられた前者の事件に関しては、捜査が行われ、兵士1名が逮捕され告訴されたという。この裁判は1997年11月13日、ジャフナ治安裁判所からマラッカム治安裁判所に移送された。次回の裁判は2001年12月21日に予定されていた。加害者とされた兵士は、裁判が終わるまで任務停止処分になった。

132. Rajeshwari Krishnarajah の事件に関する政府の報告によれば、1999年9月29日午後11時半頃、軍服姿の人物3人が彼女の家に押し入り、レイプしたという。警察は1999年10月6日、事件の報告書を治安裁判所に提出したが、レイプ犯が特定されていないため、それ以上の措置は何らとられていない。

133. 拷問に関する特別報告者との2001年7月17日付け共同書簡で、本特別報告者はスリランカ政府に以下の事件についての情報を得たことを伝えた。

134. Wijikala Nanthan（妊娠中）と Simvamani Sinnathamby Weeralon の2人は、2001年3月13日午後11時、テロ防止法の下でマナー警察反破壊活動部隊（C S U）によって逮捕された。C S Uは2人を反政府ゲリラ、タミール・イーラム解放のトラ（L I T E）のメンバーだと告発した。2人は拘留中、C S Uおよび海軍将校らに繰り返しレイプされ、2001年3月17日、L I T Eとつながりがあることを自白することに同意し、自白書に署名した。マナー地区判事は2人に14日間の拘禁を言い渡したが、2人はその間も繰り返しレイプされたという。

135. 2人の子持ちの未亡人が2001年6月23日、マラダナのボレラ通りの検問所で警察官に脚止

めされた。6月24日、検問所に詰めている警察官2人と兵士が彼女の家に行き、マラダナ警察署へ同行を求めた。警察へ向かう途中、彼らはマラダナ・ボレラ検問所近くの壕に立ち寄り、彼女をレイプした。

136. Sivamany Archunan と Wijikara Atunam nの事件に関し、スリランカ政府は2001年4月9日および12月21日付けで回答を寄せた。それによると、コロンボからきたC I D特別班がこの事件を引き受け、さらに詳しい犯罪捜査が始まった。12月21日付け書簡によると、C I Dの要請で一連の面通しが行われたという。C I Dは14人の海軍将校と警察官を逮捕し、再拘留して面通しを行った。犯罪捜査はすでに完了し、捜査資料は検事総長に送られ、刑事裁判の開始が可能になったと、政府は伝えている。

137. Velu Harsha Devi の件に関し、政府は2001年12月7日付けで回答を寄せた。その報告によると、2001年7月24日、コロンボ地区マラダナのテクニカク・カレッジ検問所で Mrs.Velu Harsha Devi をレイプしたとして、警官2人と兵士2人が告訴されたことに基づき、捜査が開始され、48時間以内に4人の容疑者が逮捕、拘留された。2001年7月6日、面通しが行われ、原告は予備役巡査1名を含む容疑者2人を確認した。この巡査はその後、定職処分になった。捜査はすでに完了し、捜査資料は検事総長に送られ、刑事裁判が可能になった。検事総長は警察に略式でない裁判開始を助言する予定である。

以前交換された通信の続報

138. Pushpa Malar の件に関する2000年3月14日付け書簡 (E/CN.4/2001/73/Add.1, para.53c) に対し、政府は2001年1月30日付けで回答を寄せた。それによると、この事件に関しては、ジャフナの主任警視がジャフナ、チャバカチェチェリ、コディカマム、パライの警察署の助力を得て捜査を行った。しかしながら、この捜査からは決定的成果は得られなかった。

意見

139. スリランカ国軍司令官によって人権問題に取りくむ総局が設立されたことを、本特別報告者は歓迎する。この総局は、スリランカ軍司令官の人権に関する指令を実施し、憲法ならびに国内法および国際人権法の関連条項に沿って、人権規範・基準の実施を監督する権限を委ねられている。この新設の総局は、行政面では1997年に設立された人道法総局と結びついており、人権および人道法総局に指定されている。しかし、それにもかかわらず、本特別報告者はいままなお状況を深く憂慮している。今年報告された多くの事件から分かるように、性暴力は続いて

いる。これ以上こうした事件が起こらないよう、必要なあらゆる手段を講じるようスリランカ政府に促したい。

トルコ

140．拷問に関する特別報告者との2001年8月30日付け共同書簡で、本特別報告者は以下の事件に関する情報を入手したことを政府に伝えた。

141．クルド人の女性 Fatma Tokmak (ファトマ) と2歳の息子 Azat (アザト) は1996年12月9日、イスタンブールで彼女と夫がクルジスタン労働者党 (PKK) の党员だという容疑で警察官に逮捕された。2人は1996年12月20日までイスタンブールの警察本部反テロ部門に留置されたが、その間繰り返し拷問を受けた。ファトマの目の前で、アザトは背中に何度も電気ショックを受け、火がついたタバコを両手に押しつけられた。母親に自白させるためである。母親は衣服を剥ぎ取られ、床に寝かされ、お腹の上に載せられた息子は、「ほらほら、母親をファックしろ」と命じられた。彼女は棍棒などでレイプするぞと脅され、数度にわたり逆さにつるされ、その姿勢で性的虐待を受けた。警察官は息子を殺すぞと脅して、連れ去った。1996年12月20日、彼女はイスタンブールの国家治安裁判所に連れて行かれ、そこでゲブゼ刑務所に再拘留された。弁護士の手力で、息子は数週間後、発見されて彼女の母親の元に戻された。イスタンブール医療裁判官執務室は彼女の主張を確認したという。1997年、彼女は拷問を行ったとされる警察官らを正式に告訴した。1998年7月、ファティファの検察官は裁判手続きを行わないという決定を下し、2000年6月彼女を弁護士が上訴したが却下された。ファトマは現在もゲブゼ刑務所に収容されており、PKK党员の容疑で裁判を受け、死刑の宣告にさらされている。彼女は詳しい身体検査も受けていないと伝えられる。

142．Fahriye Bikin, MUYESSER GUNES, SEKERNAZ CAKAL, RAHIME INCI, ASIZE YILDIZ は「ピース・マザーズ・イニシアチブ」のメンバーだが、男性通訳の Murat Batgi と共に、2000年10月4日、イラクとの国境沿いで憲兵に逮捕され、国境の町ハブールで9時間にわたり尋問を受けた。医療検査を受けた後、女性たちは目隠しされシロピの憲兵本部に連れていかれ、そこで再び憲兵らの尋問を受け、ののしられ、裸にされ、性的虐待を受け、被り物で首を絞められ、頭や首の後ろを殴られたという。憲兵らはAzize Yildiz の胸をわしづかみにし、彼女のヌード写真を撮ったあげく、公表するぞと脅した。Rahime Inci と Sekernaz Cakal は重いもので両肩を殴打された。腰の手術を受けたことのある Fahriye Bikin は一晩中立たされたという。10月7日、彼女たちは検察官の元に連行されたが、検察官は拷問の申し立てに耳を貸さず、マーデ

イン刑務所に再拘留した。Murat Batgi は鞆丸をわしづかみにされ、暴行を受け、脅された。彼はシロピ刑務所に再拘留されたという。

143. 2001年11月9日付けの書簡で、政府はファトマが他の8人と共に1996年12月9日、イスタンブールで逮捕されたことを認めた。逮捕の際、息子のアザトも一緒だったが、息子は12月12日、社会サービス・児童保護局のバチェリブラー保育園に連れて行かれ、1997年2月28日、弁護士 の 請 願 に よ っ て 母 親 の 元 に 戻 さ れ た と い う 。 政 府 に よ る と 、 フ ァ ト マ は P K K 活 動 の 中 で い く つ か の 殺 人 事 件 と か か わ り 、 彼 ら が 逮 捕 さ れ た 家 か ら ピ ス ト ル も 見 つ か っ た と い う 。 裁 判 所 の 決 定 に 基 づ き 、 彼 女 は 1996年12月20日、逮捕され刑務所に送られた。国家治安法廷での裁判はまだ係争中である。拷問を行ったとされる警察官に対する告訴は、虐待を示す診断書がひとつも出ていないところから、不起訴という決定が下された。その後、この決定を不服とする申し立ても裁判所によって却下された。

144. ジャーナリストの Asiye Guzel Zeybek に関し、本特別報告者は2001年10月1日、拷問に関する特別報告者と共同で緊急アピールを送った。彼女は1997年2月、トルコ当局に逮捕され、トルコ刑法168条の下で「非合法組織」マルクス・レーニン主義共産党（MLCP）の党員容疑をかけられた。彼女はイスタンブール治安本部に拘置され尋問を受け、13日間にわたりレイプをふくむ激しい拷問を受けたとして、8人の警察官を告訴した。この申し立てに対する第1回審問は1998年11月に行われた。しかしながら、1999年10月、告訴は却下された。彼女がレイプされたという証拠がイスタンブール大学医学部教授会メンバーらによって提出され、証拠があるにもかかわらず、裁判所は警察官を「有罪とする証拠はない」と述べたと伝えられる。2000年12月、彼女は数百人の被収容者とともに、ゲブゼ刑務所から新設の刑務所への移送に抗議した。警察の行動によって彼女は重傷をおい、一時的に麻痺したと伝えられる。Asiye Guzel Seybek の第一審は、彼女が逮捕されてから4年後の2001年2月に開始した。2001年9月21日、裁判はさらに2001年12月7日まで延期された。

145. Ms. Eren Keskin (エレン・ケスキン) は著名な弁護士で、人権協会 (IHD) の主要メンバーであると同時に拘置下でレイプや性的虐待を受けた女性のための法的援助プロジェクトの創設者でもある。彼女に代わって本特別報告者は2001年4月18日、判事・弁護士の独立性に関する特別報告者、法廷外、即決ないし専断的処刑に関する特別報告者ならびに人権に関する事務総長特別代表とともに共同緊急アピールを送った。入手した情報によると、ミズ・ケスキンの携帯電話や法律事務所、IHDのオフィスあてに脅迫電話が相次ぎ、レイプするぞとか殺すぞといった脅迫を受けていたという。さらに、2000年4月9日、コニヤで逮捕された男が、彼女を殺すつもりだったと自供したことを知った。こうした嫌がらせは、あるクルド人政党の党員2

名が行方不明になった件で、彼女が調査団の一員として南東部のシアナク州にあるシロピを訪れていらいるという。

146. エレン・ケスキン事件に関して、政府は2001年6月5日および13日付けで回答を寄せた。その報告によると、Mr. Huseyin Calik が2000年4月25日、逮捕された。彼はエレン・ケスキンの殺害を計画していたこと、1999年3月、ピストルを所持してイスタンブールへ行ったことを自供した。彼女のオフィスに行ったものの、オフィスが混雑していたため目的を果たせなかった。捜査が完了すると、Huseyin Calik は逮捕された。政府によると、ケスキン女史は治安部隊に身辺保護を依頼しなかったという。彼女は警察にIHDのイスタンブール支部の周辺をパトロールしてほしいと依頼した。その要請に基づき、治安部隊が必要な措置を講じたと、政府は伝えた。

147. モルドバ共和国チシナウ出身のMs. Olga Torgonscaia(21歳)の件に関し、本特別報告者は2001年1月30日、トルコとモルドバの両政府あてに緊急アピールを送った。入手した情報によると、彼女はモルドバ共和国からキプロス北部へ売春婦として人身売買された。2000年9月29日、彼女の友人の親戚であるミカエルなる人物(姓は不詳)が、イタリアでウェイトレスの仕事があるといい、オルガはこれを受け入れた。彼はまずイスタンブールへ行き、そのイタリア大使館で労働許可を取る必要があると言った。ミカエルは彼女をモルドバのカグルへ連れていき、そこで紹介された女性に付き添われて2000年9月30日、飛行機でイスタンブールに向かった。そこに数日間滞在した後、イタリアのビザの取得は不可能だが、キプロスにも似たような仕事があるといわれた。2000年10月10日、オルガはキプロス北部へ連れていかれた。そこに到着して初めて、彼女は自分がだまされたこと、レフコシャのトルコ人地区にあるカジノ・ナイトクラブ「クレイジーガール」で売春婦として働かされることを知った。彼女は外も出られず、ときたま家に電話をかけられるくらいで、厳しい監視下に置かれているという。一刻も早く解放されなければ、健康やいのちにも関わると懸念されている。

意見

148. Olga Torgonscaia はすでに解放されたとの情報を、本特別報告者は得た。

英国および北アイルランド

以前交わされた通信のその後

149. 自治権をもつ英国の植民地、バーミューダの刑務所制度に関して本特別報告者が送った書簡（E/CN.4/2000/68/Add., paras. 27-30）に対し、英国政府は2001年5月17日付けで回答を寄せ、刑務所管理の責任がバーミューダ政府に委譲されたと伝えた。刑務所の運営と管理（女性と少年の被収容者を別個にする共学教育施設をふくめ）について、バーミューダが大きな問題を抱えているという認識から、バーミューダ政府は1999年7月、刑務所の実態調査を委嘱した。この評価・検討は、大英帝国刑務所サービス長官で、英国海外領土の刑務所改善コーディネーターのC.P.ギバード氏によって行われた。その報告には一連の勧告が含まれ、それらは現在進行中の行動の主題となっている。しかしながら、この報告には女性被収容者の処遇についての根本的、かつ深刻な問題についてはまったく言及されていない。バーミューダにおいて女性被収容者の処遇に不都合な点はいっさいないと、バーミューダ政府は述べている。政府の回答では、ミズ・ミア・ルイス事件の捜査に基づき内務大臣ポーラ・コックスが1999年6月、バーミューダの共学施設を確実に男女別にするため、「さらなる保護策を講じるよう」命じたとことを発表したという。男性の刑務所職員は、女性職員がいなければ女性監房に入ることはできず、また男性職員は女性監房のカギを使えないと、政府報告はいう。

ウズベキスタン

150. 本特別報告者は2001年8月10日、拷問に関する特別報告者と共同書簡を送り、以下の事件について情報を得たことを政府に伝えた。

151. 米国駐在のウズベキスタン大使の姪である Nadira Khidoiatova と Asia Turaniyazova は1995年7月、警察に逮捕された。2人はそれぞれ妊娠3ヶ月と6ヶ月だった。逮捕後、2人は国家治安部隊の監房に連行され、そこで強制的に人工中絶をされた。ウズベキスタンの法律では妊娠女性は釈放して裁判を延期すると定められているからだという。

付 録

女性に対する暴力秘密情報 通報用紙

通報者： 情報を通報する個人／団体の氏名・住所の秘密は厳守します。さらに詳しい情報を
知るための連絡が可能かどうか、可能な場合はその手段を書いてください。

氏名／団体名

住所

ファクス／電話／Eメール

被害者： 被害者の氏名、年齢、性別、住所、職業その他、事件に関連する活動、その他身分
の証明に役立つ情報（パスポート番号や身分証明書など）。被害者が事件を政府当局に伝えたい
と望んでいるかどうかを書いてください。

氏名／住所／出生日／国籍／性別／職業／人種的背景、宗教、社会集団（事件と関連性があれ
ば）

事件：日時と場所、障害の有無。具体的事件よりも法律ないし政策に関する内容の場合は、そ
の法律ないし政策の概略を述べ、その実施が女性の権利にどう影響するかを書いてください。

加害者とされる自分についての情報：（判明している場合）氏名、被害者や政府との関係、加害
者とみなされる理由。個人ないし（政府当局者ではない）集団による暴力事件を通報する場合
は、政府がその事件の防止、捜査、処罰、補償のために相当の注意を払わなかったことを示す
情報を書いてください。

警察その他の当局者、独立した国の人権機関への告発も含め、補償を得るために被害者や家族
がどのような手段を講じたかについて書いてください。何らの告発もされなかった場合は、そ
の理由を書いてください。

政府当局者が行った暴力事件（ないし暴力の脅し）の捜査、今後同様の事件が起きないために
講じた予防措置について書いてください。すでに告訴されている場合は、当局が取った行動、
通報する時点での捜査の状況、その捜査がなぜ成果をあげなかったかについて書いてください。

日時 / 国・場所 / 暴行者の数 / 被害者にとって暴行者は既知の人間か否か /
暴行者と被害者の関係 / 暴行者の人相書き (際立った特徴など)

事件の内容

被害者は自分が女性だから狙われたと思っているかどうか。

事件は関係当局に通報されたか。された場合、どの当局へいつの時点で通報されたか。

当局は事件後何らかの行動を取ったか。

どの当局が

どのような行動を

いつ、取ったのか。

証人：証人はいるか。

氏名 / 年齢 / 関係 / 連絡先

この用紙を提出した後入手した情報をぜひ、本特別報告者に伝えてください。例えば、通報者にとっての関心事である人権問題が適切に取り上げら得たかどうか、最終的に捜査ないし裁判という結果がもたらされたかどうか、計画された行動が実行に移されたかどうか、などお知らせください。

送り先

The Special Rapporteur on Violence against Women

Ohchr-Unog, 1211 Geneva 10, Switzerland

(Fax: +00 41 22 917 9006, E-mail: csaunders.hchr@unog.ch)

無断転載を禁じます。

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

2003年3月

この報告書は、国連人権委員会の女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者ラディカ・クマラスワミ氏が、2002年3月、国連人権委員会に提出した「各国政府と交換した文書」を翻訳したものです。